平成２５年（フ）第１１６号
佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦1324番地１
破産者　清水　友彦
１　決定年月日　平成27年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４６号
佐賀県唐津市鎮西町石室1094番地19
破産者　松本　栄司
１　決定年月日　平成27年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第９６号
佐賀県唐津市厳木町本山107番地９
破産者　林　　初美
１　決定年月日　平成27年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３５号
長崎県諫早市金谷町13番31号
破産者　永渕　　始
１　決定年月日　平成27年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市吉野町1764番地２　グレイスドミールはやま301号
破産者　川井田　勉
１　決定年月日　平成27年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８７６号
札幌市中央区南19条西６丁目２番１―401号
破産者　中川　秀人
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４号
札幌市清田区清田１条４丁目５番19号　リラス１・４―202号
破産者　平井　義一
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８８号
盛岡市上堂１丁目８番51号　メゾンフルールＢ―102号
破産者　佐藤　拓也
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４０５号
新潟県五泉市中川新2355番地１
破産者　中川　　篤
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６３号
静岡市清水区興津本町124番地の２
破産者　市川　活子
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８０号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地２棟503号、開始決定時の住所愛知県大府市神田町３丁目322番地
破産者　折見　達憲
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７４号
神戸市長田区野田町５丁目２番２号
破産者　渡辺　博昭
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
神戸市北区有野台５丁目３番地Ｂ46棟406号
破産者　橋本　和之
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
島根県仁多郡奥出雲町三所650番地１
破産者　高橋　俊博
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４６号
広島市南区向洋大原町25番11号
破産者　玉井　重之
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
大分県豊後高田市界687―１、住民票上の住所大分県宇佐市大字青森419番地の１
破産者　大窪　利弘
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
大分県中津市小祝新町37番地
破産者　濵田　亮太
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
北海道名寄市西２条南６丁目23番地
破産者　石田　美子
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部